

令和6年度第2回

逗子市個人情報保護運営審議会

令和6年7月26日（金）

逗子市総務部情報公開課

令和6年度第2回逗子市個人情報保護運営審議会

日 時 令和6年7月26日（金）

午前10時00分～

場 所 市役所5階 第1会議室

議 題

- (1) 逗子市個人情報保護運営審議会議事録について
- (2) 逗子市特定個人情報保護評価実施要領の一部改正について（報告）
- (3) 保有個人情報の目的外利用・提供について（報告）
- (4) その他

出 席 委 員（5名）

会 長	安 達 和 志
副 会 長	横 山 美 子
委 員	森 田 明
委 員	野々山 隆 幸
委 員	山 本 幸 穂

欠 席 委 員（0名）

事務局等出席者

逗 子 市 長 桐 ケ 谷 覚

総 務 部 長 三 ツ 森 篤 史

総 務 部 次 長 西 海 隆

情 報 公 開 課 長 大 澤 道 英

情報公開課 主任	齋藤好男
情報公開課 会計年度員 主任	伊勢由紀子

会議の公開・非公開の別 公開（議題（3）については非公開）

傍聴者 なし

配付資料

- ・ 第2回逗子市個人情報保護運営審議会次第
- ・ 逗子市個人情報保護運営審議会委員名簿
- ・ 逗子市個人情報保護運営審議会議事録（令和6年度第1回）
- ・ 【資料1】個人情報保護制度の概要について
- ・ 【資料2】逗子市特定個人情報保護評価実施要領の一部改正について
- ・ 【資料3】保有個人情報の目的外利用・提供について
- ・ 【資料4】個人情報事務登録簿の変更状況集計表

午前10時00分開会

【委嘱状の交付】

【市長 挨拶】

—市長 退室—

【職員紹介】

—部長・次長 退室—

○大澤情報公開課長 それでは、改めまして、どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、第2回個人情報保護運営審議会を開催させていただきます。

逗子市個人情報保護運営委員会規則第3条第2項の規定に基づきまして、半数以上の委員の出席がありますので、本日の会議は成立します。

また、本日は会長、副会長が決定するまでの間、私が進行させていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

最初に、本日、机上に配付しました資料について確認させていただきます。

(配付資料の確認)

○大澤情報公開課長 資料の確認は以上です。

続きまして、本日は委員就任後初めての会議ですので、皆様から自己紹介をお願いいたします。

初めに、安達委員から反時計回りで横山委員、山本委員、野々山委員、森田委員の順番で自己紹介をお願いいたします。どうぞよろしくお願ひします。

○安達委員 神奈川大学名誉教授の安達和志と申します。私は、神奈川大学法学部と法科大学院で長年教員生活をしまして、昨年3月に定年退職いたしました。専門は、主として行政法という分野です。この審議会につきましては、資料では9期となっておりますけれども、最初の1期目は、多分前任者の残任期で1か月ぐらいだったので、実質8期目になると思います。しかし10年は超えていることとなりますが、今回も再任させていただきました。どうぞよろしくお願ひいたします。

○大澤情報公開課長 ありがとうございます。お願ひいたします。

○横山委員 横山美子と申します。ふだんは逗子の市内ですぐ近くに法律事務所で弁護士の業務をしております。どういった業務かという、いろいろ離婚とか市民の皆様に向けた一般民事といいますか、そういう形でふだんは業務をしております。これまで私、今年で弁護士10年目なんですけれども、開業したのは昨年12月で、それまではずっと企業の中のインハウスということで、東京の会社のほうでずっとインハウスをしておりました。というところで、一

応会社の中での個人情報というところは扱っていたかなというふうに思います。今回、1期目なので、まだ分からないことが多々あると思いますけれども、皆様に御指導していただいて、何とか委員をやっていければなと思っております。よろしく願いいたします。

○大澤情報公開課長 ありがとうございます。お願いいたします。

○山本委員 初めまして。山本幸穂と申します。沼間のほうに住んでおりまして、ふだんは派遣社員で、事務職を主にやっております。勤めている際に、個人情報、お客様の顧客のですね、情報として個人情報を取り扱うことはございますが、専門的知識はございません。市民の代表としまして、微力ではございますが、この任期、きちんと務めてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○大澤情報公開課長 ありがとうございます。お願いいたします。

○野々山委員 野々山です。横浜市立大学に41年勤めておりまして、商学部に長い間おりました。経営情報論というのが専門であります。私、実家が愛知県なんです、横浜市で定年後、地元愛知県の愛知産業大学というところに着任しまして、そこで5年間おりました、そしてまたそこも定年になって、現役を引退して、横浜に戻っております。新任ではありますので、よろしく願いいたします。

○大澤情報公開課長 ありがとうございます。

○森田委員 森田でございます。弁護士をしております。名簿にありますように、私5期目ですか、5期を終えれば10年ということになりまして、弁護士会からの推薦で委員になっているんですが、弁護士会的にも5期というのはぎりぎり、原則は3期ぐらいで替わっていくということなんですけれども、いろいろ条例改正等もありまして、ぎりぎりまでやることになりましたけれども、私も結構な年にもなってきましたし、残りのこの期は若い人たちにきちんと引継ぎをして、逗子の審議会、私、他の自治体の個人情報の審議会も幾つかやってきましたけれども、やはりなかなか積極的にいろんなことに対して検討していくという運用をしてきておりますので、ぜひそういう伝統を引き継いでいくというようなことが残りの任期でできればなと思っております。よろしく願いいたします。

○大澤情報公開課長 皆様ありがとうございます。

続きまして、会長、副会長の互選を議題とさせていただきます。

個人情報保護運営審議会規則第2条第1項の規定により、審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定めることとなっております。

それでは、最初に、会長をお決めいただきます。

今期の審議会会長について、自薦、他薦による御推薦はございますでしょうか。

皆様、特に御推薦の意見がございませんので、事務局から御推薦者を提案させていただくということによろしいでしょうか。

〔「異議ありません」と呼ぶ者あり〕

- 大澤情報公開課長 それでは、事務局から、前の期で会長を務められました安達委員にお願いすることでご提案させていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

それではお諮りいたします。

個人情報保護運営審議会の会長を安達委員にお願いしたいと考えますが、御異議ありませんか。

〔「異議ありません」と呼ぶ者あり〕

- 大澤情報公開課長 個人情報保護運営審議会の会長は安達委員に決定いたしました。

続きまして、副会長の互選を議題とさせていただきます。

最初に、副会長のほうを自薦、他薦による御推薦はございますでしょうか。

皆様、特に御推薦の意見はございませんので、事務局からこちらも御推薦者を提案させていただくということによろしいでしょうか。

〔「異議ありません」と呼ぶ者あり〕

- 大澤情報公開課長 それでは、事務局から横山委員にお願いすることでご提案させていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

それではお諮りいたします。

個人情報保護運営審議会の副会長を横山委員にお願いしたいと考えますが、御異議ありませんか。

〔「異議ありません」と呼ぶ者あり〕

- 大澤情報公開課長 個人情報保護運営審議会の副会長は横山委員に決定いたしました。

それでは、安達会長、横山副会長から御挨拶をお願いいたします。

初めに、安達会長、よろしく願いいたします。

- 安達会長 先ほどの御挨拶に付け加えるものは特にありませんけれども、逗子市も法律の改正等あって、条例改正が近年ありまして、昔はかなり活発に年間回数も多くやっていたんですけれども、条例改正後は少し審議会の役割も限定されまして、そんなにたくさんの会合ではないと思いますけれども、もう少し

皆様と御一緒に様々議論をさせていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいいたします。

○大澤情報公開課長 ありがとうございます。

続いて、横山副会長、よろしくお願いいいたします。

○横山副会長 横山です。先ほどの自己紹介したとおりなのですが、任期中年度でもありますし、まだまだ不勉強な部分もたくさんあるかと思っておりますけれども、どうぞよろしくお願いいいたします。

○大澤情報公開課長 ありがとうございます。どうぞよろしくお願いいいたします。

会長、副会長が決まりましたので、この後の議事運営につきましては、会長にお願いいいたします。

会長、お席の移動をお願いいいたします。

(席 移動)

○安達会長 それでは、皆さん、よろしくお願いいいたします。

それでは、審議に入りますが、今回は新たな任期による最初の開催ということで、新規にお三方就任されましたので、まずは当審議会の概要について事務局から御説明お願いいいたします。

○大澤情報公開課長 それでは、審議会の役割を御紹介させていただいた後、個人情報保護制度の概要について御説明をさせていただきます。

緑色の冊子の中に条例の全文が入っているんですが、ちょっと探すのにお手間がかかるので、ちょっと追加ですけれども、条例の抜粋版だけちょっとお配りさせていただきました。

ただいま御配付しました資料番号がついていない資料のほうを御参照ください。こちらは、逗子市個人情報の保護に関する条例の審議会の役割などを規定した部分を抜粋したページとなっています。

審議会の設置の規定は、逗子市個人情報の保護に関する条例第13条に規定されています。この規定について、第13条の横の文章、第1項になりますが、個人情報の適正な取扱いを確保するため、逗子市個人情報保護運営審議会を置くと書いてありますとおり、本審議会は、個人情報の適正な取扱い確保に関して御審議いただくものです。

次の第2項のほうには、審議会の所掌する事務をもう少し細かく記載しております。

(1) 第1号としまして、次に掲げる事項について実施機関からの意見の求めに対し、調査審議し、意見を述べること。その事項としまして、ア、この条

例の改正（軽易なものを除く）又は廃止に関する事。イ、法第66条第1項の規定により講じる措置の基準に関する事。この法第66条第1項の規定は、安全管理措置に関する規定になっておりまして、市、市長が安全管理措置に取り組む義務を規定したものです。ウ、実施機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則に関する事。エ、特定個人情報保護評価に関する規則第7条第4項の規定による特定個人情報ファイルの取扱いに関する事。

（2）第2号といたしまして、法及びこの条例の運用に関する報告を受け、必要に応じて意見を述べる事。

以上の内容について、委員の皆様には御審議をお願いするものです。

なお、本日お配りした資料の中で、ちょっと御説明をしておかなきゃいけないのが、第6項に、委員又は委員であった者は、職務上知り得た個人の秘密を漏らしてはならないという規定があるんですが、こちらの規定のほうが、実は市のほうで両輪で運用しています情報公開の条例のほうと併せて規定のほうを来年の令和7年6月1日をめどに改正をする方向で、実は前回の第1回審議会でも御審議いただきました。事務的には変わらないんですけども、条例改正案としては、「職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。」と「個人の秘密」から「秘密」に改めることとしています。法律上の規定も、情報公開条例上の規定も同様になっていますので、同様の規定になるよう改正するものです。「委員であった者」という規定のほうも「その職を退いた後も、同様とする。」に改正するものです。ちょっと今時点の掲載をしていますので、新たに委員になった方にはちょっとお断りしておかないといけないのかなということで、お伝えをしておきます。趣旨は変えていないところです。

あと、そのページを御覧いただいているので、一応第1回審議会の諮問案件でもう一ついいますと、同ページの16条に罰則のほうがございまして、第12条第10項、第13条6項及び情報公開条例第15条第11項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処するというのがあるんですけども、実はこちらのほうの懲役が、このたび刑法の改正によりまして拘禁刑という名称に変更になります。というのは、刑法改正の施行が令和7年6月1日なものですから、こちらにつきましても、条例のほうの改正を目指して手続のほうを進めていますので、大きくはこの2つが個人情報保護運営審議会に関する変更点ということになります。条例改正の内容には他にも細かいところがあるんですけども、大きな趣旨としてはこの2つが改正内容となっています。

すみません、ちょっと第1回の審議会の報告と併せて脱線してしまいました

が。

続いて、個人情報保護制度について御説明のほうをさせていただきます。

最初に、個人情報保護制度の変遷についてちょっと口頭でお伝えをしたいと思います。国の機関のみを対象とする電算処理行政機関個人情報保護法は、1988年（昭和63年）に施行し、続いて、国の行政機関や民間部門を対象とした個人情報保護関連5法案が2005年（平成17年）に施行しました。逗子市では、先ほど市長の御挨拶にもありましたとおり、国に先駆け1992年（平成4年）に個人情報保護条例を策定し、個人情報を保護するための取組を進めてきました。しかし、全国それぞれの県や市町村については、これらの法律が適用されませんでした。今までは、国が定めていた法律の中に市町村のほうの規制はなかった。こうした中、個人情報の保護に関する法律の改正により、国の行政機関、地方公共団体、独立行政法人等についてそれぞれ分かれていた規律を個人情報保護法に一本化することとなり、改正法が施行された令和5年4月、昨年4月から逗子市も独自に制定した条例から法律に基づく全国的なルールへと移行しました。

それでは、個人情報保護制度の概要について御説明いたします。

資料1の1ページを御参照ください。

1ページ目は、個人情報保護の適正な取扱いの必要性を説明する資料です。この資料は、職員に個人情報保護の意識を十分に理解してもらうための資料ですので、1ページ目にこのように適正な取扱いの確保が必要かという記載をしています。

続いて、2ページ目を御覧ください。

こちらは、個人情報の概念をまとめた資料となります。まず最初に、枠の一番外側のところに、個人に関する情報の説明があります。個人に関する全ての情報ということになります。その内側に、個人情報の説明があります。こちらは、個人に関する情報のうち特定の個人を識別できるものが対象となります。また、個人情報には死者、お亡くなりになった方の情報は含まないこととなっています。そのうち行政機関等が持っている個人情報を保有個人情報と呼び、このうちで保有個人情報を含む情報の集合体であって、容易に検索できるような体系的に構成したものが個人情報ファイルと言います。なお、1,000人以上の個人情報ファイルについては、個人情報ファイル簿の作成と公表が義務づけられております。

また、右側にございます要配慮個人情報については、不当な差別や偏見、その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要する情報で、人種、信

条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪被害情報のほか、本人に不当な差別、偏見その他の不利益が生じないように特に配慮が必要な情報が該当いたします。

次の3ページは法律の規定を御説明しています。

個人情報の保護に関する法律では、第5章を行政機関等の義務等として、第60条から第129条に規定がございます。3ページの資料は、その義務等のうち個人情報の取扱いにおける規律を記載しています。簡単に触れますと、3ページの内容としましては、ひとつ目が個人情報を保有するに当たっては、掌握事務を遂行するため必要な場合に限りかつ、利用目的をできるだけ特定しなければならないという、保有するための条件ということでこちらのほう書いてございます。それから2つ目には、利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を保有してはならない。3つ目には、書面に記載された個人情報を所得するには、あらかじめ利用目的を明示しなければならない。4つ目に、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれのある方法により個人情報を利用してはならない。5つ目、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。6つ目、職員が業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。7つ目、個人情報の取扱いに関する苦情に適切かつ迅速な処理に努める。こちらが、個人情報の取扱いにおける規律となっています。

その下側にある枠が変わったところは、2ページの表と対応しているんですけども、保有個人情報の取扱いにおける規律ということになります。1つ目、保有個人情報が過去又は現在の事実と合致するよう努めなければならない。2つ目、保有個人情報の安全管理措置を講じなければならない。委託先・指定管理者等も同様です。3つ目、保有個人情報の漏えいがあったときは報告しなければならない。4つ目、法令に基づく場合を除き、保有個人情報の利用目的以外の利用又は提供を禁止する。例外規定が、法第69条の第2項にございます。本人の同意があるときですとか、行政機関内での利用など、ただし、第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除いてということ、例外規定の場合に利用・提供ができるということになります。それから5つ目、外国にある第三者への提供の制限。6つ目、本人から保有個人情報の開示等の請求があればこれに対応しなければならない。こちらについては、開示請求、訂正請求、利用停止請求、これらのものの請求ができます。

それから、先ほど触れました個人情報ファイルにつきましては、法律の第75条第1項に、個人情報ファイルについて帳簿（個人情報ファイル簿）を作成及び公表が義務付けられています。

このように第5章の行政機関等の義務として、第60条から第129条に行政機関等の義務等が定められておりますので、こちらに基づき運用しているところ
です。

以上で、個人情報保護制度及び審議会の役割についての御説明を終わります。
ありがとうございました。

○安達会長 どうもありがとうございました。

では、ただいまの御説明について何か御質問、御意見等がありましたら、お
願いします。いかがでしょうか。

では、ここでなくても、また会議のたびに疑問がありましたら、ぜひお願い
いたします。

よろしいですか。

○大澤情報公開課長 ありがとうございました。

○安達会長 では、本件については以上とさせていただきます。

では、議題に入ります。

議題（1）逗子市個人情報保護運営審議会議事録についてを扱います。

事務局からお願いします。

○大澤情報公開課長 5月17日に開催しました令和6年度第1回個人情報保護
運営審議会の議事録の決定をいただきたいと思えます。

こちらは、前の期の委員の皆様には校正をお願いし、校正済みのものとなっ
ています。どうぞよろしくお願いいたします。

○安達会長 前回御出席の委員において既に校正済みとのことですので、お手元
に配付した議事録について、これ前回出席しているのは私と森田委員だけ
ですので、2人で確認することになりますけれども。森田委員、よろしい
ですか。

○森田委員 はい。

○安達会長 特に御質問等ございますか。

よろしいですか。

これも改めてお目通しいただいて、特に疑問があったら適宜お申出ください。
差し当たってないので、承認ということでよろしいでしょうか。

〔「異議ありません」と呼ぶ者あり〕

○安達会長 では、議事録これで確定とさせていただきます。

○大澤情報公開課長 ありがとうございました。

○安達会長 続いて、議題（2）逗子市特定個人情報保護評価実施要領の一部改
正についてを扱います。

事務局から説明をお願いします。

○大澤情報公開課長 資料の2、逗子市特定個人情報保護評価実施要領を御覧ください。

令和6年5月27日に、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、逗子市特定個人情報保護評価実施要領を一部改正するものです。同法は、個人番号、いわゆるマイナンバーの利用範囲を拡大、又、マイナンバーの利用及び情報連携に係る規定の見直しなどの目的で改正されたもので、従来はマイナンバーの利用範囲を法律の別表第1に、情報連携に関しては別表第2に定めていましたが、別表第2を削除し、別表第1を別表に改める改正がされました。この法改正に伴い、逗子市特定個人情報保護評価実施要領の規定を変更し、併せて記載の一部を整理するものになっています。

資料2のページのほうで御説明させていただきます。

7ページの資料になるんですが、1ページ目に変更はございません。

2ページ目につきましても、ちょっとこれは市のほうの例規システム上のお話でして、スペース文字の整理をしたということで、これも文言の変更は2ページ目にはございません。

3ページ目につきましては、第3条の中に、従来は「実施の対象となる事務は、番号法別表第1」と、「別表第1及び別表第2に規定する事務のうち、」というふうになっておりましたが、改正後は、「特定個人情報保護評価の対象は番号法、番号法以外の国の法令」ということで、こちら法律上の規定に合わせた形で逗子市のほうの要領のほうも変更したものとなります。中段につきましても、本市の個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の規定に基づき、特定個人情報ファイルを取り扱う事務とするというふうに改正のほうをさせていただいているものです。

下段につきましては、これも逗子市の例規上のルールで句読点をつける決まりになっておりますので、内容に変更はございません。

それから、資料の6ページ目にございますとおり、評価の再実施、第10条でございまして、こちらはもともと「5年毎に」、こういう規定であったものを「直近の特定個人情報保護評価書を公表してから5年を経過する前に」ということで、こちらについては、評価の再実施の期間について改正しております。

最終7ページには附則のほうございまして、この要領は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日、こちら6年5月27日から施行するというふうに規定しております。

要領の変更内容の御説明としては以上であります。お願いいたします。

○安達会長 どうもありがとうございました。

ただいまの御報告について、何か御質問、御意見等ございますか。

これ、もう既に実施要領自体については改正済みということですね。

○大澤情報公開課長 はい。法改正に基づくものですので、報告案件ということで、今回、お伝えできればと考えております。

○安達会長 既に5月27日付で改正済みのものについての事後報告ということになります。

いかがでしょうか。御質問等ありますか。

これは、法律改正に伴うものですので、市のほうでどうこうできるというものではないと。

よろしいですか。

では、本件については御報告を承ったということにさせていただきます。

続いて、議題（3）に入ります。保有個人情報の目的外利用・提供についてということとして、本議題の内容につきましては、警察の犯罪捜査等に関わるものでありまして、会議を公開することにより、公共の安全の確保に支障を来すおそれがあると思われま。

この会議は原則公開ですけれども、非公開情報に該当する事項を審議する場合は、会議を非公開とできる例外規定が逗子市情報公開条例第20条第1項及び逗子市個人情報保護運営審議会の公開等に関する要領に規定されておりますので、本案件の審議が終了するまで非公開としたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいですか。

〔「異議ありません」と呼ぶ者あり〕

○安達会長 それでは、ここから非公開といたします。

(非公開)

○安達会長 議題（3）が終了しましたので、ここからは会議を再び公開といたします。

続いて、議題（4）その他でございます。

事務局からお願いします。

○大澤情報公開課長 その他といたしまして、個人情報事務登録簿の変更について、報告が1件ございます。

なお、個人情報ファイル簿、特定個人情報保護評価書の変更のほうはございません。

資料4、個人情報事務登録簿の変更状況集計表を御覧ください。

個人情報事務登録簿について、新規での登録が2件と、内容の変更が6件ありますので、御報告いたします。

新規につきまして、実施機関は市長が1件、議会が1件です。

まずは、都市整備課です。事業の名称が道路台帳整備業務です。こちらは、市が管理する認定道路の情報について整備を行うものです。記録の内容は、記載の通りとなっております。収集方法は本人からです。利用する他部署の情報として、課税課、固定資産税都市計画税情報となっております。記録の情報と内容のうち、高解像度航空写真については解像度が高いため、個人の資産状況等が分かってしまう可能性がありますので、個人情報に当たるとの所管の判断により、従前より課税課の個人情報事務登録簿に登録されているものになります。

2件目は議会です。事務の名称は、指定放課後等デイサービス事業所海山時間の不正請求等に関する調査特別委員会に関する事務です。こちらは、神奈川県が当該事業所に対し、給付費の不正請求を理由として指定障害児通所支援事業者の指定を取り消したことを受けて設置された調査特別委員会の事務に関するものです。記録の内容は、記載のとおりで、本人及び当該事業所に関わる市議会議員から収集しています。

続いて、変更が6件です。

実施機関は全て市長となっております。

1件目は課税課です。事務の名称は、固定資産税都市計画税事務です。こちらは、新規で御報告しました都市整備課の道路台帳整備業務を追加しましたのと、利用する他部署の情報に記載漏れがあり、表の2件目の記載の事務名称、農地法に基づく許可申請・届出等処理業務を追加したものとなります。

2件目の経済観光課、事務の名称は、農地法に基づく許可申請・届出等処理業務になります。こちらは、利用する他部署の情報に記載漏れがあり、表の1件目の課税課、固定資産税都市計画税情報と表の3件目の戸籍住民課、住民基本台帳関係業務を追加したものとなります。

3件目は戸籍住民課、事務の名称は住民基本台帳関係業務です。こちらは、先ほどの2件目の経済観光課と4件目、5件目、6件目の子育て支援課の事務について利用目的を追加したものです。

4件目から6件目は子育て支援課です。事務の名称は、それぞれ小児医療費助成制度、予防接種事業、母子保健事業で、3件とも利用する他部署の情報に、3件目の戸籍住民課、住民基本台帳関係業務を追加したものです。こちらは、

従前より住民基本台帳関係業務を利用していたところ、このたび記載漏れが判明したため、所管により報告があったものです。

これら変更6件は、全て各所管の保有する個人情報について、利用する側、利用させる、提供する側の事務登録後の記載漏れの事案となります。引き続き、既に作成済みの個人情報事務登録簿の記載内容について精査してまいります。こちらについては、申し訳ありませんでした。

以上で、個人情報事務登録簿についての報告を終わります。

○安達会長 どうもありがとうございました。

何か御質問、御意見ございますでしょうか。いかがですか。

○森田委員 では、ちょっとすみません、これも。

○安達会長 はい、どうぞ。

○森田委員 いきさつを説明しますと、もともと自治体の個人情報保護条例に基づいて、ここでいう事務登録簿、若干名称違いますけれども、こういった一覧表をつくって、こういう業務についてこういう種類の個人情報を持っていますということをオープンにすることですね、そういうことをやってきたんですけども、これまた今回法改正に基づく条例改正で、国の制度は個人情報ファイル簿というものをつくって、同じように持っている個人情報の内容を公表するというのをやっていたんですが、ただ、国の場合のファイル簿というのは非常に絞られた範囲で、例えば本人、個人の数でいうと1,000件以上のものだけでいいとか、その他いろいろ例外があって、範囲が狭くなってしまいうことで、これについては、各自治体でどう対応するか、つまり、そのまま法律の適用を受けると、個人情報ファイル簿の範囲でしかこういったものがつくれなくなってしまうということなので、従来の登録簿を残すかどうかということで議論がありました。

国のほうは別に登録簿、残すのは構わないということは言っていたんですけども、二重の手間がかかるかということはどうするかという問題になったんですが。逗子の場合は、結局登録簿は登録簿でそのまま残すことにしたんですよ。ですから、ファイル簿の要件を満たすものについては、法律に基づいてファイル簿を作って、この登録簿自体は従来どおり全体についてこういった形で登録簿をつくって、適宜追加とか変更とかをしていくという、そういうことでここで御報告をいただくということになっています。

神奈川県なんかは、基本は法律に基づくファイル簿で、そこから漏れてしまう従来の登録簿についての部分については、登録簿を残すということをやっています。それはそれでなかなか面倒くさい話にはなるんですけども、ファイ

ル簿だけでは自治体に関しては相当少なくなってしまうので、登録簿は登録簿が必要だろうというような対応をしている。逗子の場合は一応全体について登録簿にさせていただいたので、報告をしていただくという形になっています。

なかなかこれだけぱっと見てもよく分からないんですけども、そういう意味の資料です。

以上です。

- 安達会長 今、森田委員から詳しく説明していただいたとおりなんですけれども、この個人情報事務の登録制度というのは、いわば市独自の制度となります。他市でもやっているところはありますけれども、法律上は要求されていないものについて市独自で条例に基づいて制度をつくっているということで、市として個人情報を新たに収集する場合とか、登録内容を変更するという場合に、こういう登録簿の形で確認するということになります。これによって、件数は少ないような個人情報の使用者についても、これでカバーできるというようになるはずですので、その点を念頭におかれてお目通しいただきたいと思います。

よろしいでしょうか。何か御質問、御意見等ございますか。

なかなか難しいので、ぱっと見てすぐに何か疑問を持つというふうにはならないかもしれませんが、これもほぼ毎回、審議会のときに出てくる資料ですので、今後もこういう資料が出るということについて、併せて御承知おきください。

よろしいですか。

特に御発言がないようですので、では、これについても報告として承ったということにいたします。

本件については以上といたします。

続いて、ほかに何かありますか。

- 大澤情報公開課長 最後に次回審議会の日程調整となります。

〔次回審議会の日程調整〕

- 安達会長 それでは、次回については、令和7年3月18日火曜日、午前10時からということで予定をしたいと思います。万が一、御都合が悪いという方がありましたら、早めにお申出ください。

- 大澤情報公開課長 1点だけ追加で事務局からお伝えしてもよろしいですか。

本日、御報告しました要領の改正の報告があったんですが、その関係で、本日の議題の(2)でお配りした内容で、要領を改正したものに差し替えたいので、差し支えなければ、今回はお預けいただいて、差し替えておきます。今日、ちょっとお持ちじゃなかった方については、次回にお持ちいただいて、差し替

えのほうをさせていただければと思います。関係法令を含め、結構変更がある法律なので、このような形で規定内容の差し替えをさせていただきますので、よろしければお預けください。

事務局からは以上になります。

○安達会長 本日の議題は全て終了しましたが、何か御発言ある方ございますか。よろしいですか。

それでは、これを持ちまして本日の会議は閉会とします。お疲れさまでした。

午前11時12分閉会